

収支計算書の注記

(収入の部)

1 会費収入

2002年度の会費収入は、2002年度および未収であった2000年度、2001年度のうち実際に納付された金額の合計である。他にも本来ならば過年度の未収会費が存在するが、会費未納のまま退会されると徴収することは困難であると考えられるので、未収会費は計上しなかった。また前受会費(34,000)は収入として現金収入があるものの、2003年度以降に計上されるべきものであるため、事実を表現するために今年度の収入としたうえで、同額を負債として計上してある。「預り金」と同じ会計処理をしてある。以上、もっとも保守的な会費収入を計上した。

2 100周年記念事業収入の未計上について

2001年度に5,455,160円計上されていた100周年記念出版物の販売による収入額は、金額が大きかったため別科目表示したが、予算が区分されていないことと今年度は金額が少ないために事業収入の「有斐閣その他」に合算して表示した。なお支出の部には販売原価相当金額を区分表示してある。

2001年度の会計処理

100周年記念出版販売総額	三省堂 国際法学会へ振り込み(別科目表示)
100周年記念出版販売原価総額 (販売価格の80%~85%相当)	国際法学会 三省堂へ振り込み(別科目表示)

2002年度の会計処理

100周年記念出版販売総額	三省堂 国際法学会への振り込み (事業収入の「有斐閣その他」に合算表示)
100周年記念出版販売原価総額	国際法学会 三省堂への振り込み(別科目表示)

(支出の部)

1 「研究委員出張費」「国際奨励旅費」「国際交流事務経費」等の取り扱いについて

2002年度予算から新たに計上された「国際奨励旅費」を決算上では0円とした。その理由は区分計上が困難であるためである。例えば西オンタリオ大学の Carmody 氏等に支払った 200,000 円については詳細な報告明細書が添付されており区分計上は可能である。しかし旅費や宿泊代や事務経費等について区分計上することは困難(どの部分を「日米加合同会議」にし、研究大会にも参加されているようなので「研究大会企画調整連絡費」にするのかなど))で明確な基準はあり得ないため、決算書の比較可能性を確保するためにも、従来までの費用区分で計上した。

2 「あり方委員出張費」の取り扱いについて

前記の「国際奨励旅費」と同じように運営委員会のメンバーと重複があり、どこまでを「運営委員会会合費」「運営委員出張費」とすべきかについて明確な基準があり得ないため、従来までの費用区分で計上した。

3 「学会事務センター事務委託費」について

2001 年度決算収支計算書の注記（支出の部）で指摘した日本学会事務センターとの関係は、極めて明瞭なもの（ただし国際法学会側のみ）となった。しかし以下のことから日本学会事務センターへは会計処理および報告について善処を申し入れるべきだと考える。

経過説明

2001 年度の注記で指摘したように、会費収入と日本学会事務センターが立て替えた事務経費の相殺処理を行っていたため、また報告書の提出が遅いことと相まってわかりにくい会計処理となっていた。以下 2002 年度当初からの経過を説明する。

- 1) 2002 年 5 月初旬（すなわち 2001 年度国際法学会決算の終了後）日本学会事務センターから 2002 年 3 月 31 日現在の預り金残高証明書（796,166 円）が國學院大學濱口先生に届く。しかし 2001 年度の事務委託経費請求書が 1,131,616 円でありうち 945,000 円は概算払いしていたため、国際法学会として 2002 年 3 月 31 日現在では 186,616 円の未払事務委託費を計上した。（参照：2001 年度「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」および収支計算書の注記）

当該処理の違いは、日本学会事務センターが 2001 年度会費収入の総額を国際法学会に送金せずに手許に留保しているためであり、本来ならば 2002 年 3 月 31 日に留保分全額を国際法学会に送金し、事務経費の不足分（186,166 円）を国際法学会に請求すべきであった。（なお国際法学会の 2001 年度決算は本来あるべき数値にしてあるために決算の修正は不要）

なおかつ問題なのはこの残高証明の備考欄に近日 296,166 円送金する旨（2002 年 5 月 7 日振り込みを受けた）の記載があることである。すなわち未払い分を相殺したうえで 500,000 円の 2001 年度会費収入を手許に留保するという意味である。そもそもこの 500,000 円は国際法学会の資金であってどのような理由で手許に留保するのか理解に苦しむ。

- 2) 2002 年度中に 5 月 7 日の送金分も含めて合計 8,103,066 円が送金された。この金額は 2002 年度会員収入総額 8,444,900 円（参照：2002 年度収支計算書）に合致せず、かつ送金金額の算定根拠が全く不明瞭である。

- 3) 国際法学会は 2001 年度決算の注記の指摘に従って、2002 年 11 月 13 日に、1,500,000 円を 2002 年度分の事務委託費用の前払分として日本学会事務センターに振込済みである。

4) 2003年4月22日付で國學院大學濱口先生に2003年3月31日現在の預り金残高証明(1,400,875円)が届いた。決算が完了していなかったため精査したところ、以下の事実が判明した。

a 前払いした事務委託費用1,500,000円のうち1,197,125円(参照:2002年度収支計算書)が実際に支出されている。残金が302,875円あり、この分は2003年度の前払いになっている。なお2003年3月31日付の日本学会事務センターからの請求書で3,281円の請求書が國學院大學濱口先生に届いたが、1,197,125円の内訳明細を精査すると、この3,281円は2003年3月31日に1,500,000円の前払金から支出されずすでに精算されたことになっており、このような請求書が届くこと自体理解に苦しむ。

b 4)の残高証明書の備考欄には近日638,000円の送金をする旨の記載があった。残高証明金額は1,440,875円であるため、この計算は以下のように推定できる。

残高証明金額	1,440,875円
前払事務委託費用	302,875円
送金予定金額	<u>638,000円</u>
残金	500,000円

このように事務委託費用の前払い分が残っているにもかかわらず本来国際法学会に送金すべき500,000円を手許に留保することの合理性は全くないと考える。

5) 以上のことから以下のどちらかの選択をすべきと考える。

a 日本学会事務センターから1,138,000円を送金させ、送金の確認とともに1,500,000円の前払事務委託費用のうち2002年度に使用した1,197,125円を補填のため国際法学会から送金する。送金後1,500,000円の前払金があることの確認をとる。

b すでに1,440,875円(前払事務委託費用の残金302,285円+会費未送金分1,138,000円)あるので、59,125円のみを国際法学会から日本学会事務センターに送金し、1,500,000円の前払金があることの確認をとる。

できればより明瞭になる(a)を選択すべきと考える。